

加熱式たばこに係る簡易税率の新設等

令和4年11月24日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税の率については、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した税率（以下「簡易税率」という。）によるとされている。ただし、入国者が携帯品の全部について簡易税率によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでないとしている。（関税定率法第3条の2第1項）

（参考1）簡易税率は、入国者の携帯品免税の範囲（例：酒類3本等）を超える貨物について、蒸留酒（焼酎等）300円/ℓ、その他の酒類（ワイン等）200円/ℓ、その他の物品15%が適用される（関税定率法別表の付表第1）。

（参考2）アルコール飲料に係る簡易税率の水準については、課税事務の迅速化の観点から100円/ℓ刻みで規定している。

（参考3）簡易税率を適用しない貨物として、①関税が免除又は無税とされる貨物、②犯罪に係る貨物、③商業量に達する数量の貨物、高価な貨物、国内産業への影響等を考慮して簡易税率を適用することが適当ではない貨物（米、加熱式たばこ等）が規定されている（関税定率法第3条の2第2項及び同法施行令第1条の2）。

（参考4）関税が無税の酒類の一部及び紙巻たばこについては、租税特別措置法等に基づいて、特例税率が規定されている（ビール200円/ℓ、紙巻たばこ1本15円等）。

簡易税率の制度については、関税、内国消費税及び地方消費税を総合して設けることで、携帯品等に課せられる税率を入国者が容易に知り得ることとすることにより、旅具通関の簡易迅速化を図るためとして、昭和42年に設けられたものである。

2. 検 討

（1）加熱式たばこに係る簡易税率の新設

入国者がその入国の際に携帯して輸入する加熱式たばこについては、簡易税率の適用はなく、携帯品免税の範囲（個装等10個）を超えるものは、関税（WTO協定税率3.4%）、たばこ税（後述）、消費税及び地方消費税（10%）が課されている。

（参考5）「加熱式たばこ」：たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その

他の物品を加熱することによる加熱を含む。)として、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいう(たばこ税法取扱通達第3条(5))。

(参考6) 加熱式たばこを大別すると、①「スティック型」(紙で巻いた葉たばこ等のスティックを燃焼せずに加熱して喫煙するもの)及び②「リキッド型」(カートリッジに充填されたグリセリン等を燃焼せずに加熱して葉たばこ等が充填された容器(カプセル)を経由して喫煙するもの。製造たばことみなされるカートリッジに充填されたグリセリン等のみが包装され販売されるものを含む。)の2種類がある。

入国者の携帯品の課税処理において特にたばこ税額の計算方法が複雑であることから、通関手続に時間を要している実態がある。また、入国者にとっても、税額の計算方法が複雑であることに起因し、輸入の際に課される税額の予見可能性が低い状況となっている。

(参考7) 加熱式たばこのたばこ税額の計算方法(2022年10月1日以後)

次の①②の方法により、加熱式たばこの重量と価格を紙巻たばこの本数(課税標準)に換算

たばこ税額 = (①本 + ②本) × 15.244 円 (紙巻たばこ1本のたばこ税率)

①重量換算: 加熱式たばこのネット重量(g) ÷ 0.4(g) × 1/2

(加熱式たばこの重量 0.4g ごとに紙巻たばこ 0.5 本に換算。)

②価格換算: 加熱式たばこの小売定価(消費税を除く) ÷ 25.40(円) × 1/2

(紙巻たばこ1本当たりの想定小売金額で紙巻たばこ 0.5 本に換算。)

本年10月からの、新型コロナウイルス感染症に関する入国制限措置の緩和に伴う、入国者の増加が予想される中、加熱式たばこに係る簡易税率を新設し、入国手続を簡素化することは、我が国の観光立国の推進にも寄与するものと考えられる。

これらを踏まえると、加熱式たばこに係る簡易税率を新設することが適当と考えられる。簡易税率の水準については、入国者が携帯して輸入する加熱式たばこの実態を踏まえ、

① 1箱当たりの本数や重量が種類によって異なることに鑑み、簡易税率の課税対象としてスティック型及びリキッド型を区分して法令に規定した上で、

② 銘柄や携帯本数・個数等を確認する実態調査(本年8月~10月)より、本・個数単位の税額を算出した結果に基づき、スティック型: 15円/本(例: 1箱20本入 300円)、リキッド型: 50円/個(例: 1箱

5 個入 250 円) の税率を規定することが適当と考えられる。

(2) アルコール飲料に係る簡易税率の取扱い

アルコール飲料については、関税、酒税、消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として簡易税率を規定しているところ、令和5年10月に酒税率の変更(ワイン 90→100 円/ℓ、清酒 110→100 円/ℓ等)が行われることを踏まえ、現行の簡易税率の水準について検討を行う必要がある。

アルコール飲料に係る簡易税率の水準については、課税事務の迅速化の観点から 100 円/ℓ刻みで規定しているところ、酒税率の変更が実施されるものについて検討した結果、税率の変化分が 100 円/ℓに満たないことから、現行税率を維持することが適当と考えられる。

3. 改正の方向性

加熱式たばこに係る簡易税率について、①課税対象としてスティック型及びリキッド型を区分して法令に規定した上で、②スティック型：15 円/本(例：1 箱 20 本入 300 円)、リキッド型：50 円/個(例：1 箱 5 個入 250 円)の税率を規定することが適当ではないか。

なお、アルコール飲料に係る簡易税率の水準については、酒税率の変更に伴う税率の変化分を考慮し、現行税率を維持することが適当ではないか。